

改正

平成28年3月28日告示第26号

羽咋市空き家情報バンク利用促進事業報奨金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽咋市空き家情報バンク制度の利用を促進し、市内の空き家の有効活用による定住促進を図るため、宅地建物取引業者が羽咋市空き家情報バンク制度に登録されている空き家を仲介し契約が成立した場合に、予算の範囲内において交付する報奨金について、羽咋市補助金交付事務取扱規則（昭和55年羽咋市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 転入者 次の全てに該当する者をいう。

ア 羽咋市空き家情報バンクに登録されている空き家（以下「空き家」という。）の売買契約又は賃貸借契約を締結した日（以下「契約日」という。）において、羽咋市外に1年以上居住していた者

イ 契約日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条に規定する転入（以下「転入」という。）後1年以内の者又は契約日から1年以内に転入するもの

(2) 市内在住者 空き家契約日において、本市に住所を定める者をいう。ただし、前号に該当する者を除く。

(3) 宅地建物取引業者 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。

(交付対象者)

第3条 報奨金の交付対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 宅地建物取引業者

(2) 市税等を滞納していない者

(交付対象要件)

第4条 報奨金の交付対象となる要件は、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 宅地建物取引業者が仲介する空き家

(2) 契約日から60日を経過していないもの

(3) その他市長が必要と認めるもの

(報奨金の額)

第5条 報奨金の額は、次の各号に該当するものとする。ただし、報奨金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が複数の場合は、申請者で除した額とする。

(1) 市内在住者による契約成立 契約1件につき2万円

(2) 転入者による契約成立 契約1件につき4万円

(報奨金の交付申請)

第6条 報奨金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、契約日から60日以内に空き家情報バンク利用促進事業報奨金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し

(2) 仲介手数料が記載された書類の写し

(3) 居住者又は居住予定者全員の住民票の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請者が複数の場合は、連名で申請するものとする。

(報奨金の交付決定の通知)

第7条 市長は前条の規定により交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、報奨金の交付を決定したときは、速やかに空き家情報バンク利用促進事業報奨金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(報奨金の交付申請の変更又は中止)

第8条 前条の規定により、報奨金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、空き家情報バンク利用促進事業報奨金変更・中止交付申請書（様式第3号）により、第5条各号に掲げる書類のうち市長が指示するものを添付し、市長に申請しなければならない。ただし、市長が認めるときは、その全部又は一部を省略することができる。

2 市長は前項の規定により変更又は中止の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、空き家情報バンク利用促進事業報奨金変更・中止交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(報奨金の交付の請求等)

第9条 交付決定者は、第6条の規定による交付決定を受けたときは、空き家情報バンク利用促進事業報奨金交付請求書（様式第5号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき報奨金を交付するものとする。

（報奨金の交付の決定の取消し及び返還）

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定した報奨金の全部又は一部を取消し、既に報奨金が交付されている場合は、期限を定めて返還を命ずることができるものとする。

（1）提出書類に虚偽の記載事項があったとき

（2）その他市長が不相当と認めたとき

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

羽咋市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

空き家情報バンク利用促進事業報奨金交付申請書

空き家情報バンク利用促進事業報奨金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

空き家情報バンク	登録番号 第 号
空き家の所在地	羽咋市
契約締結日	<input type="checkbox"/> 売買契約 <input type="checkbox"/> 賃貸借契約 平成 年 月 日
契約の相手方	<input type="checkbox"/> 転入者 <input type="checkbox"/> 市内在住者 住 所 氏 名
交付申請額	円

個人情報等の取得	申請に関する審査のため個人情報、市税等の納付状況を取得することについて、 <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない ※1
	申請者(署名) _____ 印 申請者(署名) _____ 印 ※1 同意しない場合は、納税証明書を提出してください。

様式第2号 (第7条関係)

第 号
年 月 日

様

羽咋市長

㊞

空き家情報バンク利用促進事業報奨金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました空き家情報バンク利用促進事業報奨金の交付について、下記のとおり交付額を決定したので通知します。

記

交付決定額

円

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

羽咋市長

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

空き家情報バンク利用促進事業報奨金変更・中止(廃止)交付申請書

年 月 日第 号で助成金交付決定の通知のありました空き家情報バンク利用促進事業報奨金対象の内容について変更・中止(廃止)したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

変更・中止(廃止) の 内 容	
当 初 報 奨 金 交 付 決 定 額	円
変 更 報 奨 金 交 付 申 請 額	円

様式第4号 (第8条関係)

第 号
年 月 日

様

羽咋市長



空き家情報バンク利用促進事業報奨金変更・中止（廃止）交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のありました空き家情報バンク利用促進事業報奨金について、次のとおり決定したので通知します。

変更・中止(廃止) の 内 容	
変 更 助 成 金 交 付 決 定 額	円

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

羽咋市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊞

空き家情報バンク利用促進事業報奨金交付請求書

年 月 日第 号で助成金交付決定の通知がありました空き家情報
バンク利用促進事業報奨金について、次のとおり報奨金の交付を請求します。

請 求 額	円
-------	---

振込先

金 融 機 関 名		支 店 名	
(フリガナ) 口 座 名 義			
口 座 番 号	普通・当座		